

ジャンボかぼちゃコンテスト



しんとみ
広報

お知らせ版 No. 1

平成 29 年 8 月 10 日発行 (次号 8 月 25 日)

編集: まちおこし政策課

(担当: 松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

横江地区で 21 日 (金) ジャンボかぼちゃコンテストが開催されました。出品されたかぼちゃの中には重さ 100 キロを超えるものもあり、形にそれぞれ特徴があるのが印象的でした。このかぼちゃは、今秋のハロウィーンの催しの際に使用されるということです。

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請(請求)は 9 月 8 日(金)まで！！

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請(請求)期限は、平成 29 年 9 月 8 日(金)です。 まだ申請をされていない方は早急に手続きをお願いいたします。給付額は支給対象者 1 人につき **15,000 円** です。

◆ 給付対象者は次の条件を満たす方

基準日(平成 28 年 1 月 1 日)に住民票が新富町にある方で平成 28 年度の市町村民税(均等割)が課税されていない方

【ご注意！】 本人が市町村民税(均等割)非課税であっても、課税されている方に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者などは対象外です。

◆ 申請手続き

臨時福祉給付金(経済対策分)申請書(請求書)に本人確認書類及び指定口座確認書類を添付して新富町役場 福祉課へご請求ください。

本人確認書類 → 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券(パスポート)などの写し、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給資格証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳など ※写真がないものは 2 点以上

指定口座確認書類 → 金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※平成 28 年度臨時福祉給付金受給者で受取口座の変更がない方は、本人確認書類および指定口座確認書類の提出は必要ありません。



問合せ：福祉課

(担当) 嶋末剛 ☎33-6382

新富町 9 月定例教育委員会の開催について

○日時 平成 29 年 8 月 23 日(水) 午前 11 時開会予定(中学生海外派遣報告会終了後)

○場所 新富町役場 3 階 A 会議室

◆ 傍聴について

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の 10 分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合及び議案の内容により入場を制限する場合があります。

問合せ：教育総務課(担当) 宮本芳幸 ☎33-6079

家庭用生ごみ処理容器（コンポスト）設置事業補助金について

新富町では、家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、平成29年度も引き続き、生ごみ処理容器（コンポスト）を購入設置する際の補助金を交付いたします。

○補助対象者

町内在住者で、処理容器を購入設置する方

○補助金の額

購入費の2分の1とし、1基当たり3,000円を限度とします。ただし、100円未満に端数が生じた場合は切り捨てます。（1世帯当たり2基を限度）

なお、申請方法等の詳細については担当までお問合せ下さい。

問合せ：環境水道課
くらながひろゆき
(担当)倉永浩幸 ☎33-6072

第30回 各地区・住宅対抗ゴルフコンペの結果について

7月23日（日）、一ツ瀬川県民ゴルフ場において第30回地区・住宅対抗ゴルフコンペが開催されました。

31チームが参加した団体の部では新町Aチーム（中西保夫さん、斉藤芳明さん、中西和美さん、桑畑 等さん）が、個人の部では、黒木一郎さん（伊倉地区）がそれぞれ優勝されました。

また、ベストグロスを出されたのは、斉藤芳明さん（新町地区）でした。
おめでとうございます！！

問合せ：まちおこし政策課(担当)ゆあさしゅうた湯浅翔太 ☎33-6029

新富町文化会館からのお知らせ

◆出演者募集のお知らせ

12月9日（土）に公演予定の「第17回 新富町民ミュージカル」の出演者を募集しています。めったに上がる事のない文化会館大ホールの舞台上で、演技や歌、ダンスを体験してみませんか。経験や年齢などは一切問いません。興味がある方は、ぜひご参加ください！

参加を希望される方は、文化会館に備えつけてある参加申込書に必要事項をご記入の上、ご提出をお願いいたします。（中学生以下のお子様は保護者の方の承諾が必要となります。）

※9月頃から週2～3回、午後7時から2～3時間程度の練習を開始します。

◆休館日変更のお知らせ

通常、毎週月曜日が休館日となっておりますが、8月15日（火）に戦没者追悼式の準備を行うため、14日（月）を開館いたします。

それに伴い、16日（水）を振替休館日とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ：新富町文化会館
☎33-6205

新富町図書館からのお知らせ

新富町図書館では、下記の日程で館内の特別整理（蔵書点検）を行います。全館休館（新田支所、上新田学習館を含む）となりますので、資料の貸出や予約などはできません。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。 ※返却ポストへの返却はできます。

点検期間：平成29年9月11日（月）平成29年9月15日（金）まで



問合せ：新富町図書館
☎32-7878

8月 町税納期限のお知らせ

口座振替をご利用の方は、預貯金の残高確認をお願いします。

なお、新富町は口座振替を推進しております。納付書で納められている方は、便利で安心・確実な口座振替をご利用ください。

○8月 町税の納期限及び口座振替日

税 目	期 別	納 期 限	口座振替日	口座再振替日
町県民税	第 2 期	8 月 3 1 日	8 月 2 5 日	9 月 5 日
国民健康保険税	第 2 期			

※納期を経過しますと、督促料、延滞金が増加しますのでご注意ください。

問合せ：税務課
(担当) 図師康友^{ずしやすとも} ☎33-6076

体育館・運動広場調整会の開催について 10月～12月分

3か月間の町内体育施設の調整会を次のとおり開催します。

☆期 日 平成29年9月13日(水) 午後7時から(調整開始 午後7時30分)

☆会場 新富町総合交流センター「きらり」 大集会室

☆調 整 期 間 平成29年10月から12月分

☆持参するもの 印鑑

※調整時にお越しいただけない場合は、ご希望の時間がとれないことがあるので、ご注意ください。

※使用料は期日までに必ず納入していただくようご注意ください。

問合せ：生涯学習課
(担当) 壺岐晃也 ^{いきこうや} ☎33-1022

交通規制のお知らせ

平田～栗野田線道路改良工事の為、次のとおりの交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

○制限内容 片側交互通行規制

○予定期間 平成29年8月16日(水)～平成30年2月28日(水)

※役場正門前の工事となり、対向車両通過に伴う役場正門前での規制が生じますので、お急ぎで役場にお越しの方は、裏門からの進入をお願い致します。

※迂回路につきましては周辺の案内看板をご覧ください。

問合せ：都市建設課
いわきりたけひろ
(担当)岩切健弘 ☎33-6018



生活支援ボランティア養成講座の参加者を募集します！

「住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい」そんな願いを叶える、買い物や掃除等の生活を支えるボランティア養成講座を開催します。

関心はあるが何をすればいいかわからず、行動できずにいる方！あなたも地域ボランティアで活躍してみませんか？

受講は無料なので、参加希望の方は8月18日（金）までにお申し込みください。

- 開催日時 平成29年8月22日（火）・23日（水）午後1時30分～午後4時
- 開催場所 新富町福祉学習等供用施設（旧中央公民館）
- 講座内容 高齢者を取り巻く現状と介護保険制度、生活支援の方法について
- 講座講師 NPO法人みんなのくらしターミナル代表理事 初鹿野氏ほか

問合せ：新富町社会福祉協議会(担当)相馬・守部 ☎33-4213

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政(国・県・町)に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

- 日 時 8月25日(金) 午前9時30分～正午
- 場 所 福祉学習等供用施設（旧中央公民館）
- 相談員 高木正敏(新田新町)

問合せ：総務財政課
(担当)工藤貴之 ☎33-6002

平成29年度被爆二世健康診断のお知らせ

被爆二世の方で健康診断を希望される方は、申し込みが必要です。
まずは、宮崎県健康増進課にご連絡ください。

※被爆二世…両親のどちらかが被爆者健康手帳を所持し、原爆投下後に生まれた方(胎児被爆者は除く)。

- 申込期限 平成29年8月31日(木)
- ◎連絡先 宮崎県健康増進課 ☎0985-26-7079



人権コーナー 『社会参加と自立』

障がいのある人にとっては、「社会参加」と「自立」が大きなポイントになっています。障がいのある人一人ひとりが個性と能力を発揮できるようにするためには、この二つのことはかせません。社会参加とは、様々な分野（仕事、スポーツ、文化など）の活動に参加することです。そして、自立とは、他人の助けを借りないことではなく、たくさんの人たちの助けを得てできるものです。私たちの生活は、障がいのあるなしに関係なく、たくさんの人たちの助けや支えによってなっています。ただ、障がいのある人の場合は、その人の障がいの特徴に配慮した助けや支えが必要です。一人ひとりの人権が尊重される社会はお互いが助け合い、支えあう社会です。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課(担当)井下喜仁 ☎33-6002